

【子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室関係】

○ 子育て世帯臨時特例給付金について

(1) 制度の概要について

① 趣旨等について

ア 消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」という。）を支給することとし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

イ 平成27年度における子育て臨時給付金の支給事業（以下「平成27年度事業」という。）については、申請、審査及び支払等の手続を児童手当の事務処理手続と併せて行うことを念頭に置き、臨時福祉給付金との併給調整を行わないこと等、平成26年度における子育て臨時給付金の支給事業（以下「平成26年度事業」という。）とは異なる制度設計としている。（関連資料「子育て世帯臨時特例給付金の概要」参照）

② 支給対象者について

支給対象者は、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。以下同じ。）の受給者及び要件を満たす者（※）である。

ただし、次のアからウまでの場合については、平成27年6月分の児童手当の受給者及び要件を満たす者ではない場合であっても、子育て臨時給付金の支給対象者とする。

（※）「要件を満たす者」とは、児童手当の認定請求を失念する等して平成27年6月分の児童手当の支給対象とはならないが、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件を満たす者。

ア 基準日に支給対象者の要件に該当していた者が死亡した場合
基準日において子育て臨時給付金の支給対象者の要件に該当していた者が支給決定までの間に死亡した場合、平成26年度事業と同様に、その者の死亡後に児童を養育する配偶者等に対して子育て臨時給付金を支給する。

イ 配偶者からの暴力を理由に避難している場合
配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「DV被害者」という。以下同じ。）が児童を養育しており、保護命令が出ている等一定の要件を満たす場合、平成26年度事業と同様に、実際に児童を

養育しているDV被害者に対し、避難先の市町村が支給する。

ウ 児童が施設等に入所している場合

施設入所等児童について、平成26年度事業は施設入所等児童のほとんどが臨時福祉給付金の対象者であり、併給調整により、子育て臨時給付金が支給されなかったところであるが、平成27年度事業においては、子育て臨時給付金の支給対象となり、施設所在地の市町村が支給する。

なお、当該児童が施設から退所等した場合、引き続き、当該児童を支給対象者とする。

イ及びウについては、平成26年度事業と同様、支給先の管理を行うために自治体間の連絡調整の作業が必要となるが、基本的には、平成26年度事業と同様の事務処理を行っていただくことになるため、御協力をお願いする。

また、当該連絡調整については、児童手当制度におけるDV被害者及び施設入所等児童に対する支給事務と一体的に行うことが可能であると考えため、適宜、児童手当担当課室と連携を図られたい。

③ 対象児童について

平成27年度事業は、臨時福祉給付金との併給調整を行わず、臨時福祉給付金の対象児童及び生活保護制度内の被保護者等についても、子育て臨時給付金の対象児童とする。

なお、生活保護制度内の被保護者が受給する子育て臨時給付金については収入認定しない。

④ 公務員児童手当受給者への対応（所属庁の事務）について

ア 申請書・証明書交付事務

所属庁においては、子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員児童手当受給者に対して、公務員児童手当受給者用全国统一申請書（アにおいて「申請書」という。）様式を児童手当の現況届等の様式と併せて配付する。

公務員児童手当受給者が平成27年6月分の児童手当の受給者である場合は、公務員児童手当受給者から児童手当の現況届等と併せて提出された必要事項記載済みの申請書の内容を確認する。

平成27年6月分の児童手当の受給者であること等の証明を行うため、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載等して、当該公務員児童手当受給者に交付する。

証明済みの申請書は、各所属庁において交付の準備が整い次第、適切な時期に交付する。なお、市町村における申請受付期間を考慮し、平成27年8月までに交付する事が望ましい。

イ 申請勧奨事務

市町村においては、公務員児童手当受給者を把握していないことから、公務員児童手当受給者に対して個別に申請を勧奨することは困難である。

このため、公務員児童手当受給者に対し、その所属庁において、適時に個別の申請勧奨を行うこととする。勧奨に当たり、特に周知すべき事項については、別冊資料【ix 子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室関係】（資料5）を参照されたい。

⑤ 子育て臨時給付金の申請先について

平成27年度事業は平成27年6月分の児童手当を支給する市町村を基本的な申請先とする。ただし、次のアからエまでの支給対象者については、それぞれ次のアからエまでの市町村を申請先とする。

ア 公務員児童手当受給者

基準日における住所地として所属庁が把握する市町村（④アにより所属庁が確認）

イ 基準日において児童手当の支給要件を満たす者（平成27年6月分の児童手当受給者を除く。）

基準日における住所地の市町村

ウ 支給対象者が死亡した場合の新たな支給対象者

死亡した支給対象者の申請先の市町村（平成26年度事業と同じ。）

エ 施設入所等児童

施設所在地の市町村（平成26年度事業と同じ。）

なお、児童が施設から退所等した場合であっても、引き続き、施設所在地の市町村を申請先とする。

オ DV被害者

DV被害者の避難先の市町村（平成26年度事業と同じ。）

⑥ 児童手当受給者リストの作成等について

ア 平成26年度事業と同様、子育て臨時給付金の支給のため、平成27年6月分の児童手当受給者のリストが必要である。

イ 一方で、平成26年度事業で作成することとしていた住民基本台帳記録者リストは作成する必要がなく、⑤アについては公務員の申請書に記載してある基準日における住所地を確認すれば足り、⑤イについては適宜、市町村の住民基本台帳担当課と連携していただく等の個別対応をしていただくことで足りると考えている。

また、生活保護受給者等のリストも不要となる。

(2) 予算について

① 国における予算計上

ア 子育て臨時給付金の支給に要する経費については、「平成27年度一般会計予算」(平成27年1月14日閣議決定)に計上されたところである。

イ 補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

(ア) 事業費 489億円

$$\cdot 3,000円 \times 1,630万人分 = 489億円$$

(イ) 事務費 98億円

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = 90億円$$

(※) 今回の給付は児童手当の現況届の同時に行い、支給対象も児童手当とほぼ同じであり、支給時期についても児童手当の支給日(10月期)または、平成27年10月以降に支給することを見込んでいることから、標準事務処理期間等が前回の給付の半分以下になることを考慮して事務費を算定している。

ウ 事務費予算計上の考え方は以下のとおりであり、平成26年度事業とほぼ同様である。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費[申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
- ・ 申請書等の発送費用[申請書送付料、支給決定通知送付料など]
- ・ システム改修費[既存システムの改修など]
- ・ 電話照会対応に要する経費[電話対応要員の賃金又はコール

センター設置費用など]

- ・ 口座振込手数料
- ・ 広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
- ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]

などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- ・ 広報経費

などの経費を見込んだもの。

(※) 事務費については、平成26年度は目安額をお示した上で、必要経費を申請していただいたところであるが、平成27年度は基準額及び対象児童数に対する加算額を設ける。

② 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

ア 平成27年度事業の子育て臨時給付金に係る予算については、事業費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。

イ 平成27年度事業については、平成27年度中に完了することを原則とし、予算を平成28年度に繰り越して実施することは想定していない。

③ 地方公共団体における予算計上について

子育て臨時給付金は消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うものであり、平成27年6月の児童手当の現況届の手續に併せて手續を実施していただき、児童手当の支給日(10月期)または、平成27年10月以降に支給することが望ましいと考えている。

各自治体においては、これを踏まえて準備を進めていただきたい。

④ 都道府県に対する事務委任について

子育て臨時給付金に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いする。

(3) 実施スケジュールについて

- ① 各市町村においては、平成27年6月の児童手当現況届の手續に併せて事務を実施していただく観点から、平成27年6月に申請受付を開始し、平成27年10月に支給を開始するスケジュールを基本に事業を計画していただきたいと考えている。

なお、児童手当の現況届の様式と一体となった申請書等の雛形を作成しているので参考にしていただきたい（別冊資料【ix 子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室関係】（資料4）参照）。

- ② 申請受付期間については、3か月以上6か月以内の期間を設定していただきたい。なお、平成27年度事業は平成27年度中に完了することとしているので、期限の設定に当たっては留意願いたい。

(4) 広報に関する準備作業について

平成27年度事業における国の広報予定は次のとおり。

① 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、平成26年度事業と同様、子育て臨時給付金に関する特設ホームページを設ける。

② 特設コールセンターの設置

子育て臨時給付金に関する国民からの一般的問い合わせに国でも対応するため、平成26年度事業と同様、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「0570-037-192」とする予定である。

なお、平成26年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、平成27年度事業に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平成27年4月以後の対応については、委託業者の選定等の手續後、開設時期等を連絡する。

〔 関連資料：子育て世帯に対する臨時特例給付措置
支給業務室 〕

子育て世帯臨時特例給付金の概要（26年度と27年度の比較）

		平成27年度	平成26年度
趣 旨		消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うもの。	
支給対象者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日における平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であつて、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの
対象児童		<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童 ・ 臨時福祉給付金対象者等を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童 ・ 臨時福祉給付金対象者等を除く
支給対象者の特例		施設入所等児童、DV被害者は所定の手続きの下、当該者に支給。	
実施主体		市町村（特別区を含む）	
基準日		平成27年5月31日	平成26年1月1日
支給額（※）		対象児童一人につき、3,000円 （支給対象児童数：1,630万人）	対象児童一人につき、10,000円 （支給対象児童数：1,271万人）
費用		事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
予算額		587億円 （事業費：489億円、事務費：98億円）	1,473億円 （事業費：1,271億円、事務費：202億円）

（※）支給対象児童数は、予算積算上の推計数である。

